

松戸市教育委員会物品購入等制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松戸市教育委員会が発注する物品の購入等における制限付き一般競争入札（以下「入札」という。）の実施に関し、松戸市財務規則（昭和57年松戸市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象物品)

第2条 入札の対象となる物品の購入等（以下「対象物品購入」という。）は、原則として1件当たりの設計金額が、製造の請負については130万円以上、その他対象物品購入については80万円以上とする。ただし、教育長がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

(入札参加者の資格要件)

第3条 入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件（以下「資格要件」という。）に該当する者でなければならない。

- (1) 松戸市入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、物品業者として登録されている者
- (2) 教育長は、前号に掲げる資格要件のほか、その他対象物品購入に関し、必要な要件等を設けることができる

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者

又は対象物品購入の開札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていないもの
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていないもの
- (4) 対象物品購入に係る施行令第167条の6第1項に規定する公告（以下「公告」という。）の日から入札日までの間において、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準（昭和62年松戸市訓令甲第1号）に基づく指名停止の措置を受けている者
- (5) 対象物品購入に係る公告の日から入札日までの間において、本市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者

（資格要件の決定）

第4条 前条第1項第2号に規定する資格要件は、教育長が決定するものとする。

（公告）

第5条 入札の公告は、規則第125条の規定に定めるところにより行うものとし、その公告形式は、第1号様式を用いるものとする。

2 前項に定めるもののほか、公告文書を松戸市役所等に掲示し、併せて、松戸市ホームページに掲載して行うものとする。

3 第1項の公告の期間は、次条に定める申請期間とする。

(申請期間)

第6条 対象物品購入の入札参加資格の有無の審査に関する申請期間は、公告の日から7日以上とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、5日以内に限り短縮することができる。

(資格審査申請)

第7条 対象物品購入の入札参加の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、前条に規定する申請期間内に次の各号に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を教育長にファクシミリ、電子メール又は持参により提出しなければならない。

(1) 物品購入等制限付き一般競争入札参加資格審査申請書兼誓約書（第2号様式）

(2) 事業所の適正化に向けた誓約書（第3号様式）

(3) 前各号に定めるもののほか、教育長が必要と認める書類

(資格審査)

第8条 教育長は前条の規定による申請があったときは、提出された申請書等に基づき、資格の有無を審査するものとする。

2 教育長は前項の審査の結果について、資格を有すると決定された者（以下「合格者」という。）、資格を有しないと決定された者（以下「不合格者」という。）について、物品購入等制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書（第4

号様式。以下「審査結果通知書」という。)をファクシミリにて通知するものとする。

- 3 前項の場合において、不合格者に対しては、その理由も併せて通知するものとする。
- 4 審査結果通知書は、原則として資格審査申請期限後 7日以内に通知するものとする。
- 5 不合格者は、第2項の規定に基づく審査結果通知書の通知の日の翌日から3日以内に質疑書(第5号様式)をファクシミリ、電子メール又は持参にて提出し、教育長に説明を求めることができる。
- 6 教育長は前項の説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から3日以内に質疑回答書(第6号様式)をファクシミリにより回答するものとする。

(秘密の保持)

第9条 申請者が提出した申請書等は、返還及び公表はしない。

(設計図書の閲覧等)

第10条 教育長は、対象物品購入の設計図書の閲覧は第6条の申請期間に、貸出しは別に定める期間に行うものとする。

(入札の中止等)

第11条 適格者が1人である場合においては、原則として入札を中止するものとする。

- 2 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認め

られるときは、入札を延期し若しくは中止をすることができる。

- 3 前各項に定めるもののほか、本市の都合により、入札を延期し若しくは中止をすることができる。
- 4 前3項において、いかなる場合においても、入札者は異議を申し立てることができない。

(入札の執行)

第12条 入札者は、入札書(第7号様式)を作成し、本人の記名押印のうえ、封書にて自己の名を記載し、入札日時に入札場所へ提出しなければならない。

- 2 代理人が入札する場合は、入札前に委任状(第8号様式)に記名押印のうえ、提出しなければならない。
- 3 前項の代理人は、同一入札において2人以上の代理人となることができない。
- 4 入札者は、施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。
- 5 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人となることができない。

(入札の無効)

第13条 規則第131条各号に該当するもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札(免除の場合を除く。)
- (4) 記名押印のない入札又は要領を知得することができない入札

- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 指定した入札書以外の入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 明らかに連合であると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人となった者のした入札
- (10) ファクシミリ、郵便、電報及び電話による入札
- (11) 入札書と内訳書との記載金額に差異のある入札
- (12) 内訳書を誤記入した入札
- (13) 内訳書の提出を条件とする入札において、内訳書の提出がない者のした入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

2 前項に定める無効な入札書による入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。

(内訳書の提出)

第14条 入札の際には、必要に応じて入札書の提出とともに内訳書を提出させるものとする。ただし、次条による再度の入札の場合はこの限りでない。

(再度入札)

第15条 再度の入札は、1回を限りとする。この場合、初度に入札をした最低入札価格を読み上げたのち、再度入札を行わせるものとし、入札書の封書は要しないものとする。

2 入札者が1人となった場合は、再度の入札は行わないものとする。

(落札者の決定)

第16条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定し、その旨を宣言するものとする。

2 前項の場合において、最低の価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、施行令第167条の9の規定に基づきくじにより落札者を決定するものとする。

3 くじの方法は、最低の価格をもって入札した者に対し、最初にくじを引く順番をくじにより決定し、その決定した順に再度くじを引かせ、当せんした者を落札者とする。

(入札結果の公表)

第17条 入札結果の公表は、松戸市入札結果等の公表に関する事務取扱要綱(昭和57年松戸市訓令甲第8号)の規定に基づき公表するものとする。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行し、令和3年4月1日以降に契約を締結する物品購入等に適用する。

第1号様式

松戸市教育委員会公告第 号
年 月 日

物品購入等制限付き一般競争入札の実施について

松戸市教育委員会 教育長

次のとおり制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

記

- 1 件名
- 2 納入場所
- 3 納入期限
- 4 調達物品概要
- 5 発注担当部課
連絡先
- 6 入札参加資格要件
 - (1) 年度松戸市入札参加業者資格者名簿のうち物品業者として登録されている者等入札参加資格要件を記載
 - (2) 地方自治体施行令第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本契約の入札前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続き開始の決定がされていない者
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始の決定がされていない者
 - エ 本事業の公告の日（以下「公告日」という。）から入札日までの間において、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準（昭和62年松戸市訓令甲第1号）に基づく指名停止の措置を受けている者

オ 公告日から入札日までの間において、本市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者

キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係がある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

ク 法人市民税を完納していない者

(3) 事業協同組合等が入札参加申込をする場合は、その組合等の構成員になっている者は、単独で入札参加申込みをすることはできない。

(4) 「子会社」「関連会社」「関係会社」「グループ会社」など企業グループに属する会社は、同時に入札参加申込みをすることはできない。

7 入札参加申請及び資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 申請期間 年 月 日 () 時から
年 月 日 () 時まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日等の休日を除く。)

(2) 提出先 松戸市教育委員会 生涯学習部 教育総務課

(3) 申請方法 電子メール、ファクシミリ又は持参により提出
メールアドレス mckyouikusoumu@city.matsudo.chiba.jp
ファクシミリ番号 047-366-4349

(4) 提出書類等

ア 物品購入等制限付き一般競争入札参加資格審査申請書兼誓約書 ※指定用紙

イ 事業所の適正化に向けた誓約書 ※指定用紙

ウ 購入実績を証する契約書、仕様書、函面等で概要の解る記載部分の写し

エ 松戸市に本店または支店、営業所がある場合は、公告日を含めて3か月以内の法人市民税又は市・県民税、固定資産税の納税証明書の写し

(5) 入札参加資格の有無

入札参加資格の審査結果について、年 月 日 () までに物品購入等制限付き一般競争入札参加資格結果通知書（以下、「審査結果通知書」という。）をファクシミリで送付する。

(6) 入札参加資格がない場合について

入札参加資格の審査結果、入札参加資格がないと認められた者は、生涯学習部教育総務課へ説明を求めることができる。その説明を求める場合は、審査結果通知書を受けた日から3日以内に、その内容を書面により提出すること。回答は説

明を求められた日から3日以内に書面で行う。

※指定用紙は松戸市教育委員会ホームページからダウンロードすること。

(<http://www.city.matsudo.chiba.jp/kyouiku/nyusatsukeiyaku/index.html>)

8 契約条項等を示す場所

- (1) 契約書案及び仕様書等を示す場所

松戸市教育委員会ホームページ

- (2) 仕様書等の入手方法

松戸市教育委員会ホームページからダウンロードすること。

※松戸市教育委員会ホームページ

(<http://www.city.matsudo.chiba.jp/kyouiku/nyusatsukeiyaku/index.html>)

- (3) 契約書案及び仕様書等を示す期間

年 月 日 () 時から

年 月 日 () 時まで

9 仕様書の質疑（同等品確認含む）の確認について

物品調達の内容に関して質疑及び同等品確認（以下「質疑等」という。）がある場合は、電子メールにより質疑先メールアドレスへ送信すること。

なお、質疑等がない場合であっても電子メールのアドレスを質疑先メールアドレスへ送信すること。

- (1) 質疑期間

年 月 日 () 時から

年 月 日 () 時まで

- (2) 質疑先

発注担当部課

メールアドレス

電話番号

- (3) 回答日

年 月 日 () までに電子メールで回答する。

なお、質疑がない場合は回答しない。

10 入札日時及び場所

- (1) 日時 年 月 日 () 時 分

- (2) 場所

11 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もる総価の契約金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金を入札前までに納めなければならない。ただし、入札に参加する者がこの公告日から過去2年間に本市の指名停止を受けていない者で、かつ次の各号のいずれかに該当するときは入札保証金を免除するものとする。

- (1) 保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年以内に市、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を誠実に履行した実績を有する者。この場合は、実績を確認できる書類を申請書と併せて提出するものとする。なお、当該書類は、「入札参加資格要件」の確認用書類を兼ねることができる。
※単価により契約を行う場合の契約金額は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の合計金額とする。

12 支払条件

- (1) 納入目的物等の引渡し後、
- (2) 前金払
- (3) 部分払

13 最低制限価格の設定 無

14 内訳書の提出 無

※内訳書の提出が「有」の場合は、入札時に指定用紙を提出すること。提出が無い場合は無効とする。ただし、入札後直ちに行う再度の入札では不要とする。

15 入札金額の記載方法

- (1) 通貨の単位は円とし、小数点以下の金額の記載は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

16 その他入札必要事項

- (1) 入札前に必ず使用印鑑届兼委任状（写し）を提出すること。
- (2) 代理人又は復代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書には本人の記名と共に代理人又は復代理人が記名押印すること。
- (3) 一旦提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回することはできない。
- (4) 予定価格以内の入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を1回だけ行う。ただし、入札者が1人となった場合は再度の入札は行わない。
- (5) 予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (6) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

17 入札の中止等

- (1) 入札参加資格者が1人である場合においては、原則として入札を中止する。
- (2) 入札参加者が連合し又は不穏の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を延期し若しくは中止するこ

とができる。

- (3) 前各号の場合のほか、本市の都合により、入札を延期し若しくは中止することができる。
- (4) 前3号において、いかなる場合においても、入札者は異議を申し立てることができない。

18 入札の執行

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札書 ※指定用紙を作成し、本人の記名押印のうえ、封書にて自己の名を記載し、入札日時に入札場所へ提出しなければならない。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状 ※指定用紙に記名押印のうえ、提出しなければならない。
- (3) 前項の代理人は、同一入札において2人以上の代理人となることができない。
- (4) 入札者は地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。
- (5) 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人となることができない。
※市指定用紙は松戸市教育委員会ホームページからダウンロードすること。
(<http://www.city.matsudo.chiba.jp/kyouiku/nyusatsukeiyaku/index.html>)

19 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、入札後直ちに行う再度の入札に参加できない。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く）
- (4) 記名押印のない入札又は要領を知得することができない入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人となった者のした入札
- (9) ファクシミリ、郵便、電報及び電話による入札
- (10) 入札書と内訳書との記載金額に差異のある入札
- (11) 内訳書の提出と条件とされている入札において入札書の提出のない者のした入札
- (12) 入札に参加しようとする者との間に「特定関係がある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者の中で、入札に参加しないことになった者が入札当日までに入札辞退届を提出しなかった場合、特定関係

にある全者の入札

(13) その他入札に関する条件に違反した入札

20 契約保証金

総価の契約金額（税込み）の100分の10以上の額を納付する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを免除する。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約締結したとき。
- (2) 契約の相手方が過去2年間に市、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。ただし、当該契約が契約金額300万円以上の請負契約（工事又は製造の請負契約にあっては、500万円以上）である場合は、この限りでない。
- (3) 契約の相手方が、法令に基づき延納が認められている場合において、確実な担保を提供したとき。

※単価により契約を行う場合の契約金額は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の合計金額とする。

21 権利義務の譲渡禁止

落札者は、入札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。

22 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。

23 その他

提出された入札参加申請書類は返却しない。

24 質疑等以外の問い合わせ先

松戸市教育委員会 教育総務課 総務班

電話番号 047-366-7455

物品購入等制限付き一般競争入札参加資格審査申請書兼誓約書

年 月 日

松戸市教育員会教育長

所在地又は住所 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

下記の入札の公告を熟読して、入札参加資格があると十分確認して入札に参加するとともに、次の事項について誓約します。

- ・関係法令及び松戸市の諸規程を順守すること。
- ・入札心得第7の第7号の規定に抵触する行為を行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。なお、当該事業案件に関する談合等の事実が明らかになった場合には、入札を無効とされ、または、契約を解除されても異議を申し立てません。

記

1 件名

公告番号	松戸市教育委員会公告第 号
件名	
納入場所	
同等品の可・否	

2 納入実績(公告文記載の実績要件を入力し契約書の写しを添付すること。実績要件が無い場合であっても入札保証金免除の審査に必要なので、入力し契約書の写しを添付すること。)

件名	発注機関	契約金額	納入期間
		千円	年 月 日～ 年 月 日まで

3 契約保証金免除審査のための納入実績(過去2年間に同種・同規模の物品購入を2回以上履行した実績。契約書の写しを添付すること。なお、「2 納入実績」で当該要件を満たす場合は、1件のみ入力し契約書の写しを添付すること。)

	件名	発注機関	契約金額	納入期間
1			千円	年 月 日～ 年 月 日まで
2			千円	年 月 日～ 年 月 日まで

4 申請書作成担当者氏名及び連絡先

担当者氏名	
電話番号/FAX番号	

- ※ 留意事項
- ・ファクシミリで送信された場合は必ず電話で受信確認をしてください。
 - ・提出された申込書類のみでは資格を判断できないときは、記載責任者に連絡してヒヤリングを行う場合があります。

第4号様式

年 月 日

様

松戸市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

物品購入等制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書

先に申請のありました、下記物品購入等に係る制限付き一般競争入札参加資格の審査結果について通知します。

記

1 入札事項

- (1) 公告番号 松戸市教育委員会公告第 号
(2) 件 名 _____
(3) 納入場所 _____
(4) 納入期限 契約締結日から 年 月 日まで

2 審査結果 合格 ・ 不合格

不合格とした理由 _____

3 入札の日時・場所

日時 _____年 月 日 午前・午後 時 分

場所 _____

4 入札保証金 要 ・ 免除

5 そ の 他 _____

入札には、公告に記載された事項を遵守のうえ参加すること。

第5号様式

質 疑 書

年 月 日

件名 _____

会社名 _____

質疑者 _____ 印

質疑事項

※質疑が複数ある場合は、質疑ごとに番号を付けること。

様

質疑回答書

下記件名の入札(見積)について質問が提出されていますので回答いたします。

件名	
質疑内容	
回答	
備考	

入 札 書

松戸市教育委員会 教育長

入札者 住所

会社名

代表者職氏名

代理人氏名

印

関係書類熟覧のうえ、松戸市財務規則、入札心得及び関係法令を遵守し、下記の金額をもって入札致します。ただし、契約金額は下記の金額に100分の10に相当する額を加算した金額とする。

記

金 額		拾億	億	千万	百万	十万	万	千	百	拾	円

也

ただし、

件名

納入場所

入 札 書

松戸市教育委員会 教育長

入 札 者 住 所

会 社 名

代表者職氏名

代理人氏名

印

関係書類熟覧のうえ、松戸市財務規則、入札心得及び関係法令を遵守し、下記の金額をもって入札致します。

記

金 額		拾億	億	千万	百万	十万	万	千	百	拾	円

也

ただし、

件名

納入場所

年 月 日

委 任 状

松戸市教育委員会 教育長

住 所

会 社 名

代 表 者

私は都合により 印 を代理人と定め、
年 月 日貴市において執行される下記事業の入札及び見積りに関する一切の権
限を委任します。

記

件名

納入場所
